

第2回「新潟県中越大震災義援金配分委員会」の審議結果について

*平成17年1月14日設置要綱改正により、新潟県中越地震災害義援金配分委員会を改称

新潟県中越大震災により被災された皆様へのお見舞いとして、各義援金受付団体に対し、県内外から多くの義援金をお寄せいただき、深く感謝申し上げます。

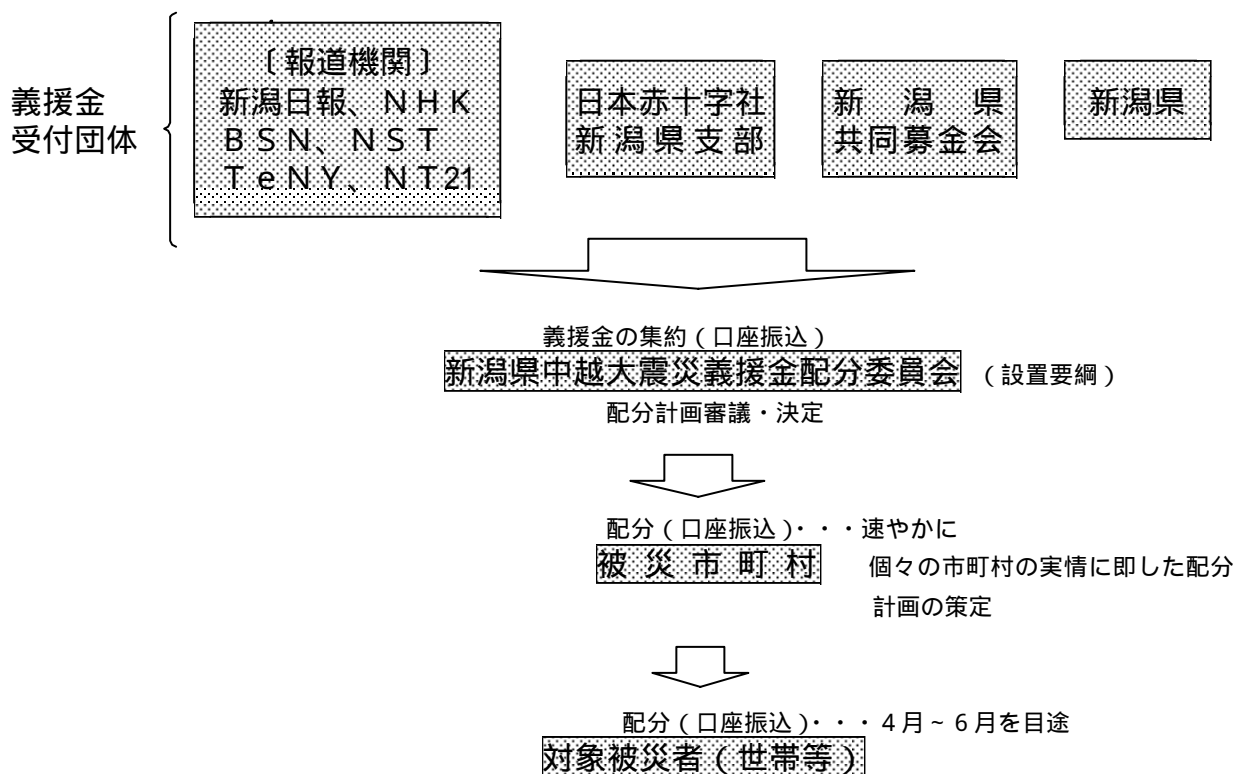
新潟県中越大震災義援金配分委員会は、昨年11月20日に開催した第1回配分委員会において決定した第1回配分計画に基づき、平成17年3月15日現在、既に被害が確定した人的被害及び住家被害分の約155億円を市町村に配分しております。

また、市町村における被害認定作業の進捗に伴ってさらに追加配分が必要になる分についても、市町村から請求のある都度、速やかに配分してきているところですが、現在、第1回配分計画による最終配分総額を概ね見込むことができる状況となりました。

一方、第1回配分委員会による配分計画の決定以降、引き続き各方面の皆様からお寄せいただいた義援金が多額にのぼってきておりますことから、平成17年3月22日に第2回配分委員会を開催し、別紙のとおり、第2回配分計画を決定いたしました。

今後、市町村において、各市町村の地域の実情に即した配分計画を策定し、その配分計画に基づき、対象となる被災者（世帯等）の皆様へ、義援金をお寄せいただいた方々の温かいお気持ちとともに、お見舞金としてお届けいただくこととなります。

【第2回配分計画に基づく義援金配分の流れ】



新潟県中越大震災義援金配分委員会担当：新潟県福祉保健部福祉保健課地域福祉係

025-280-5176

「新潟県中越大震災義援金」第2回配分計画について

第2回配分計画の検討に当たって

1 第1回配分計画の検証 「迅速性」の重視

第1回配分計画においては、被災者の当面の資金需要や早急な生活再建に向けた動機付けに資するよう、できるだけ早く義援金を被災者にお届けするため、「迅速性」をより重視し、全県一律の基準により住家の一部損壊も含め、幅広く被災者に配分を行ったところであり、多くの方々の理解を得られ、意義は大きかったと考えられる。

- 第1回配分基準 -

人的被害		住家被害	
死者	200千円/人	全壊	2,000千円/世帯
重傷者	100千円/人	大規模半壊	1,000千円/世帯
		半壊	250千円/世帯
		一部損壊	50千円/世帯

配分委員会開催日と直前の義援金受入額	平成16年11月20日	131億円
市町村への第1回配分日と配分総額	平成16年11月29日	87億円
第1回配分計画に基づく配分必要見込額		180億円
直近(3月16日現在)の義援金受入総額		348億円
第1回配分計画終了後の義援金残総額		168億円

2 第2回配分計画の考え方 「公平性」の重視

義援金は、被災で支援が必要な方々に配分されるべきものであるが、都市部と農村部における経済活動や産業構造の違いや被災者世帯の構成の違いなどにより、発生する被害の内容や要支援世帯の広がりによって様々な違いが生じており、各市町村毎の要支援ニーズの内容は多岐多様である。

また、被災からこれまでの間には、被災者の支援に関し、各市町村によって独自の支援策の実施や、単独の義援金配分が行われているところもあり、今回の配分計画においては、これらとの整合性を図っていく必要もある。

これらの各地域における被災の実態や支援ニーズ、それに対する他の支援策や復興施策等の具体的内容を的確に把握・反映し得るのは市町村であるため、

第2回配分計画については、市町村において地域の実情に即した計画を個別に策定することがより実質的な公平性を確保することにつながり、適切であるものと考えられる。

以上を踏まえ、第2回配分計画は、別紙のとおりとした。

「新潟県中越大震災義援金」第2回配分計画

1 対象被災地

対象被災地は、第1回配分と同様の被災市町村（標記大震災により住家に一部損壊以上の被害のあった市町村）とする。

2 対象被害、配分単価、配分額

（1）被災市町村への「市町村配分金」の配分

第2回配分計画では、対象被害及び配分単価についての全県一律の配分基準を策定せず、被災市町村に対し当配分委員会が一定の基準の下に枠配分することとする。

枠配分を受けた市町村は、その配分金（以下、「市町村配分金」という）の範囲内で、当配分委員会が示す別紙「配分対象メニュー例」を参考にしながら、地域の実情に即した配分計画（対象被害、配分単価、配分総額、配分時期、配分方法）を個別に定め、被災者に迅速に配分することとする。

（2）県配分委員会から市町村への配分基準（＝枠配分）の考え方

当配分委員会の配分基準は、市町村の被害程度に応じた配分とする必要があるが、現時点で市町村の被害の程度を測れるのは第1回配分計画による住家被害の配分実績であると考えられる。

このため、市町村配分金は、第2回配分可能額の範囲内で、第1回配分計画に基づく各市町村ごとの住家被害への配分実績総額によって按分計算した別紙金額とする。

今後、第1回配分計画による配分実績が増加した場合は、該当市町村へ追加配分を行うものである。

3 市町村から被災者への配分方法

当配分委員会から市町村配分金の配分を受けた市町村は、別紙「新潟県中越大震災義援金」の配分計画策定における留意事項《義援金の性格と適正な取扱い》を踏まえ、配分計画を定めて配分対象者へ義援金を配分する。

4 配分時期

当配分委員会は第2回配分計画決定後、速やかに市町村に配分し、市町村からは早急に配分計画を策定して被災者に配分してもらうこととする。市町村において配分計画を策定する際は、原則として市町村義援金配分委員会の開催により、審議・決定するものとする。

5 配分期間

市町村における第2回配分は、被害の程度が少ない市町村においては直ちに、被害の大きい市町村においても原則3か月以内に配分を完了してもらうこととする。

「新潟県中越大地震義援金」第2回配分計画による被災市町村別
配分額一覧表

市町村名		配分額 (千円)
1	長岡市	5,536,350
2	中之島町	124,740
3	越路町	651,915
4	三島町	84,240
5	山古志村	893,925
6	小国町	514,125
7	見附市	631,710
8	栃尾市	427,005
9	与板町	40,995
10	和島村	13,500
11	出雲崎町	5,400
12	小千谷市	2,175,255
13	川口町	1,325,295
14	魚沼市	368,955
15	南魚沼市	60,930
16	塩沢町	24,525
17	十日町市	982,575
18	川西町	102,150
19	中里村	28,440
20	松代町	16,425
21	津南町	10,710
22	柏崎市	293,580
23	高柳町	11,250
24	西山町	59,850
25	刈羽村	187,830
26	上越市	900
27	分水町	29,565
28	栄町	24,795
29	下田村	855
30	加茂市	7,875
31	寺泊町	27,990
32	三条市	13,005
33	燕市	6,030
34	松之山町	7,650
35	新潟市 旧小須戸町	45
36	吉田町	90
合計		14,690,475

(注)

1. 「配分額」は、第2回配分可能額の範囲内で、第1回配分計画に基づく3月15日現在の県から各市町村への配分実績によって按分計算したものである。ただし、中之島町、見附市及び川西町については、配分が概ね完了しているため、県から市町村への配分実績ではなく、市町村から対象世帯への配分実績によって計算している。
2. 山古志村は、現在、全村、被害調査不能のため、仮置き数値による配分額とする。
3. 3月16日以降、第1回配分計画に基づく住家被害の追加又は減少が生じる市町村に対しては、第2回配分計画分についても、追加配分又は減少が生じる。

市町村配分計画における配分対象メニュー例

【住宅の再建】

	名称	配分対象世帯	推計数
1	持ち家被災見舞金	・持ち家が半壊以上の被害を受けた世帯	・半壊以上持ち家世帯数：13,700
2	宅地被災見舞金	・居住が困難となった宅地被災があった世帯	・H16年11月～12月実施の現地調査による危険度判定宅地数：859

* その他、被害の大きい一部損壊世帯等への配分が考えられる。

【生活基盤の再建】

	名称	配分対象世帯	推計数
1	長期避難世帯見舞金	・被災者生活再建支援法及び同法施行令に定める長期避難世帯として認定された世帯	・H16.12.28認定の長期避難世帯数：1,283
2	仮設住宅入居世帯見舞金	・応急仮設住宅に入居している世帯	・応急仮設住宅建設戸数：3,460
3	被災者生活再建支援法対象外世帯見舞金	・住家が大規模半壊以上の被害を受け、世帯主の年齢や世帯の年収要件から被災者生活再建支援法の対象外となっている世帯	・大規模半壊以上の被災者生活再建支援法対象外世帯数：1,700
4	被災者見舞金	・平成16年10月23日現在、市町村に居住していた世帯	-

* その他、生計維持者が失業した世帯等への配分が考えられる。

【事業の再建】

	名称	配分対象世帯	推計数
	事業所被災見舞金	・半壊以上の被害を受けた事業所	・半壊以上の事業所(商店、工場、事務所、病院、旅館等)数：4,800

【要援護世帯への激励】

	名称	配分対象世帯	推計数
1	ひとり暮らし高齢者見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、65歳以上のひとり暮らしの高齢者	・半壊以上のひとり暮らし高齢者数：200人
2	要介護者世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、介護保険法の要介護1から同5のいずれかの認定を受けた者がいた世帯	・半壊以上の要介護者世帯数：500
3	重度障害者(児)世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、重度障害者(児)世帯及びこれらの者(児)が同居している世帯	・半壊以上の重度障害者(児)世帯数：300
4	特定疾患患者世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券等の交付を受けていた者又はその者と同居していた世帯	・半壊以上の特定疾患患者世帯数：60

* その他、母子・父子世帯や生活保護世帯等への配分が考えられる。

【教育等への支援】

	名称	配分対象世帯	推計数
1	高校生等授業料減免世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受け、高等学校等から授業料の減免を受けていた(いる)者のいる世帯	・半壊以上の授業料の減免を受けている世帯：1,000
2	新入生等のある世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受け、17年度に小学校等に新入生等として入学(入園)した者のいる世帯	・半壊以上の新入生等のある世帯数：600

【数年間にわたる事業】

	名称	配分対象事業	備考
1	復興啓発事業	・被災地の防災意識、復興意識の高揚を図り、地域づくりを推進することを目的とした、被災地の児童と国内外の他の大規模被災地の児童との交流事業等を実施する。	・基金造成
2	奨学資金配分事業	・住家が半壊以上の被害を受け、一定の年収に満たない世帯の高校生、大学生等に奨学資金を配分する。	・基金造成
3	みなし全壊世帯見舞金	・被災者生活再建支援法のみなし全壊の世帯に対し、第1回配分計画の住家の全壊の金額と実際の被害認定による金額の差額を配分する。	・被災者生活再建支援法のみなし全壊世帯数(推計)：1,210

(注) 1. 「基金造成」の対象事業は、配分事業の性格から数年間の期間を設定せざるを得ないものに限定することし、義援金を取り崩す事業とすること

2. 義援金の当面の配分先を留保する目的の事業は認められないこと

【その他】

1	・被災者支援のために活動した(している)ボランティアグループへの配分
2	・被災者支援のために活動した(している)市町村社会福祉協議会ボランティアセンターへの配分
3	・被災者支援のために活動した(している)自治会、集落及び町内会への配分
4	・被災児童・生徒のための奨学金等教育基金への配分

「新潟県中越大震災義援金」の配分計画策定における留意事項 〈 義援金の性格と適正な取扱い 〉

義援金の取扱いに当たっては、義援金の性格を踏まえ、また、寄託者のみならず国や義援金受付団体等の関係機関が多大な関心を寄せている点を認識し、下記に十分留意の上、取り扱うものとする。

1 義援金の性格

義援金は、被災された方々に対する「お見舞い」として受け入れていること

ア 配分対象者は、中越大震災により住家等の生活基盤や心身の健康に被害を受け、支援が必要な方々であること

イ 見舞金であるため、被災者に対し、義援金の用途を問うものではないこと

* 配分対象者を住家被害のあった世帯とか一人暮らしの高齢者に限定することは構わないが、用途を確認する必要はないこと

ウ 義援金は、被災者に届けられるものであり、行政の行う復興事業等に用いられることは原則としてないこと

* 行政の行う復興事業等とは：ライフラインの復旧や仮設住宅の設置等

* 原則とは：行政の行う事業に当たるかどうか明確には線引きが難しいものも想定されるため原則という表現を使用しているが、安易に拡大解釈すべきではないこと

2 義援金の適正な取扱い

義援金は、「公平性」、「迅速性」、「透明性」といった義援金の三原則を確保した取扱いをする必要があること

(1) 公平性

被災者に被害の程度に応じて等しく配られること

* 明確な理由なく配分対象者毎に配分単価が異なるようなことはないこと等

(2) 迅速性

できるだけ早く配ること

* 一対象者の把握や配分に膨大な手間を要しないことを含む。

(3) 透明性

寄託者の意思を生かし、かつ適正に届けられること

* 義援金受付状況、配分基準、配分状況についての情報を公開することを含む。

「新潟県中越大震災義援金」の第2回配分計画に基づく 配分方法・日程

	【日程】
<p>1 配分委員会口座への集約 義援金受付団体 → 新潟県中越大震災義援金配分委員会 (口座振込)</p>	3 / 2 5
<p>2 市町村への配分 新潟県中越大震災義援金配分委員会 → 被災市町村 (口座振込)</p>	3 / 2 8
<p>3 市町村における配分計画の策定</p>	速やかに
<p>4 市町村から対象者への配分 市町村 → 被災者 (口座振込)</p>	速やかに (3か月以内完了を 目指す)

《 被害の増減に伴う配分金額の取扱いについて 》

(配分金額の増加)

3月15日現在で算定した配分金額について、被害状況に変更が生じ、配分金額の増額が生じた場合は、市町村から第1回配分計画に基づく追加配分請求書と同時に第2回配分計画に基づく追加配分請求書を提出してもらうことにより、所要額を追加配分する。

(配分金額の減額)

被害状況に変更が生じた場合等で、配分金額の減額が生じた場合は、当配分委員会から該当市町村に対し、不要額の返納を求める。

新潟県中越大震災義援金受入状況

平成17年3月16日現在

団体名	件数	金額(円)	備考
新潟県	381,308	15,425,323,403	
日本赤十字社新潟県支部	400,823	15,141,188,648	
新潟県共同募金会	72,948	3,934,362,132	
新潟日報社 BSN新潟放送	1,807	136,141,083	共同受入れ
BSN新潟放送	142	8,828,367	
NHK新潟放送局	197	3,417,577	
NST新潟総合テレビ	354	27,689,207	
TeNYテレビ新潟放送網	-	78,389,838	
NT21新潟テレビ21	239	3,600,810	
計	857,818	34,758,941,065	

第2回配分可能額

: A - (第1回配分計画による配分必要見込額18,000,000千円) 16,799,221千円
(市町村への照会結果に基づく)